（別紙様式７）

年 月 日

証明書発行機関長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

台湾向け輸出水産動物の衛生証明書発行申請書

台湾向け輸出水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づき、下記の輸出水産動物に関し、衛生証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

１　輸出水産動物の詳細

（１）輸出者名、住所（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

（２）輸入者名、住所（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

（３）水域又は養殖場の名称、住所

（４）輸出水産動物の標準和名及び学名

（５）輸出水産動物の用途（いずれかにチェック）

　　　□養殖・飼育用　　　□食用

（６）数量及び重量

（７）搭載地

（８）搭載日

（９）輸送方法及び便名／船名

（10）到着地

（11）コンテナ番号及びシール番号

（12）輸出水産動物は第三国から輸入後3ヶ月以内の輸出

　　　□該当しない　　□該当する（第三国政府発行の証明書又はその写しを添付すること。）

２　誓約事項

　　上記の台湾向け輸出水産動物に関して、次の事項を誓約する。

（１）１の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内貨貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。

（５）衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。

（６）輸出水産動物は、清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場で採取され、輸出の都度、輸出前30日以内の検査機関による検査において、その検査結果が陰性であること。（輸出水産動物が清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場由来の場合）

（７）輸出水産動物が採取された清浄な登録水域・養殖場は、遵守事項を履行していること。（輸出水産動物が清浄な登録水域・養殖場由来の場合）

（８）水産動物は、魚類（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵又はその親魚）、甲殻類、貝類は、少なくとも輸出前（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵の採取前） 14日間は登録水域・養殖場で飼育され、その登録水域・養殖場では少なくとも輸出前３ヶ月間は、伝染性疾病及び原因不明による大量死亡が発生していないこと。（輸出水産動物が養殖・飼育用の場合）

（９）輸出される錦鯉については、飼育している養殖場は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づくリスト登載養殖場であり、遵守事項を履行し、清浄な水域・養殖場として登録されていること。（同要領に基づくリスト登載施設であり、清浄な水域・養殖場に登録している場合）

（10）輸出される金魚については、飼育している養殖場は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に準じて衛生管理を実施している養殖場であり、清浄な水域・養殖場として登録されていること。（同要領に準じたリスト登載施設であり、清浄な水域・養殖場として登録している場合）